4月より住宅版BELSはじめます

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく表示制度が平成28年4月に施行されることに伴い、国土交通省では「建築物の省エネ性能表示のガイドライン(建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針)を制定しました。

ガイドラインに基づく第三者認証として BELS が位置づけられる とともに、新たに評価対象に住宅が追加された ことを受け、一般財団法人ベターリビングでは、平成28年4月より住宅版BELSを開始します。

より多くの方にご利用いただけるよう**4月から料金割引キャンペーンを予定**しておりますので、ご検討の方はお問合せいただきますようお願い申し上げます。

- ■業務対象 建築物 ※新築・既存、非住宅・住宅を問いません。
- ■業務区域 全 国
- ■審査方法 書面評価のみ ※現場検査はありません。
- ■評価料金(平成 28 年4月からの<u>定価料金</u>)<u>※キャンペーン割引料金検討中</u> <住宅用途の場合>

建て方	適用範囲等		金 額(円)*1
一戸建ての住宅	_		30,000
	ゼロエネ相当		上記金額に5.000 を加算する
共同住宅 (住 戸)	基本料金		500×住戸数
	住戸部分		25,000×プラン数
共同住宅 (共用部) ^{※2}	空調 設備 無し	5,000 ㎡以下の 建築物	50,000
		5,000 ㎡を超える建 築物	100, 000
	上記以外	5,000 ㎡以下の 建築物	80, 000
		5,000 ㎡を超える建 築物	150,000

^{※1} 当財団に建築確認申請、住宅性能評価、長期優良住宅認定に係る技術的審査も しくは低炭素建築物認定に係る技術的審査等を併せて申請する場合、(は) 欄に 定める金額を割引くことができる。

^{※2} 非住宅用途を有する場合、当該部分は別表1による。また、宿泊の用途に供するゲストルームは住戸として取扱うこととする。

<**非住宅**用途の場合>

(い) 用いる評価手法	(ろ) 適用範囲等	(は) 金 額(円) ^{※1}
通常の計算法 (標準入力法及び主要室 入力法)	2,000 ㎡以下の建築物	150,000
	2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡ 以下の建築物	250, 000
	5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡ 以下の建築物	350, 000
	10,000 ㎡を超え、20,000 ㎡以下の建築物	400, 000
	20,000 ㎡を超える建築物	別途見積りによる
モデル建物法※2	2,000 ㎡以下の建築物	90, 000
	2,000 ㎡を超え、5,000 ㎡ 以下の建築物	120,000
	5,000 ㎡を超え、10,000 ㎡ 以下の建築物	150,000
	10,000 ㎡を超える建築物	200, 000

- ※1 当財団に建築確認申請を併せて申請する場合、規模等に応じ(は)欄に定める 金額を割引くことができる。
- ※2 モデル建物法による申請において、2 を超える用途が複合する場合は(は) 欄に定める金額を 1.5 倍した金額を評価料金とする。

(共通事項)

- ※1:表中の金額に別途消費税が掛かります。
- ※2: 当財団が評価を行った建築物の計画変更により再評価する場合には、表中の金額を もとに、変更内容に応じてその都度見積りとします。
- ※3: 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、1.5倍を乗じた料金とします。
- ※4:評価に際し現地調査を希望する場合、現地調査に掛かる交通費等を評価手数料に加 算します。
- ※5:申請引受後、当財団より請求書を発行します。振込手数料は、申請者様にてご負担願います。
- ※6: 当財団が評価書を再交付する場合の手数料は、1通に付き8,000円(消費税別)とします。
- ※7:表示プレートの作成を希望する場合、別途一般社団法人住宅性能評価・表示協会の 定める表示プレート作成費用が必要となります。
- ■申請書類 準備中 ※お問合せ願います。

■業務規程など

業務規程・約款 http://www.cbl.or.jp/info/file/386-1.pdf http://www.cbl.or.jp/info/file/386-2.pdf

<お問合せ先> 一般財団法人ベターリビング

住宅・建築評価センター 認定・評価部 TEL 03-5211-0034